

附属書十二（第十四章（投資）関係） 収用

1 締約国による一又は一連の行為は、投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分を害さない限り、収用を構成しない。

2 第十四・十一条（投資―収用及び補償）1の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

3 締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(a) 政府の行為の経済的な影響（ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b) 政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度

(c) 政府の行為の性質（その目的を含む。）

4 締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして過度に厳しいものであるため誠実に適用されたものと合理的にみなすことができない場合等の極めて限られた場合を除くほか、公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、公共の安全及び環境の保護等）のために締約国が立案し、及び適用する無差別的な規制措置は、間接的な収用を構成しない。